

各私立高等学校長 様
各私立中等教育学校（後期課程）長 様
各私立専修学校長 様

大阪府教育庁私学課長

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の
印紙税の非課税措置に係る申請等について（通知）

日頃から、本府私学行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、文部科学省高等教育局学生・留学生課から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本制度は、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書の印紙税を非課税とする制度であり、「令和 4 年度税制改正の大綱」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）において、令和 7 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

つきましては、奨学金貸与事業を実施されており、本制度の適用を受けるため文部科学大臣の確認を受けることを希望される場合は、申請の手引きをご参照の上、文部科学省あて申請をお願いいたします（令和 4 年度の申請期間：令和 4 年 1 月 7 日から同年 2 月 10 日）。

なお、本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

○大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』

「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る申請等について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/r4_inshihikazei.html

○文部科学省ホームページ

「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局 学生・留学生課 法規係

電 話：03-5253-4111 内線 2517

E-mail：gakushi@mext.go.jp

【本件依頼担当者】

大阪府教育庁私学課 調整支援グループ 上田

電 話：06-6941-0351 内線 4854

F A X：06-6210-9276